

令和7年2月14日

各部局等の長  
大学本部各部長 殿

学術研究・産官学連携推進本部  
本部長 王 志剛

共同研究の間接経費に係る最低額9万円の取り扱いについて(通知)

令和2年4月に共同研究における間接経費の最低額について、直接経費30万円未満の課題は一律9万円とする旨の改訂を行いました。本改訂の解釈の違いから、統一した運用が図れていなかったため、令和7年2月14日開催の学術研究・産官学連携推進本部運営会議において、添付の通り運用方針を定めました。

つきましては、貴部局所属教員等への周知をお願いいたします。

なお、本決定については、学術研究・産官学連携推進本部 HP にも掲載しております。

【学術研究・産官学連携推進本部 HP】

<https://ari.gifu-u.ac.jp/sangaku/consider/kyoudoukenkyukansetsu.html>

【本件担当】

研究推進部研究資金支援課研究資金第一係

係長 小山

内線 2836

ksi-sikn1@t.gifu-u.ac.jp

## 共同研究の間接経費に係る最低額9万円の取り扱いについて

共同研究における間接経費の最低額については、令和2年4月に間接経費率を直接経費の10%から30%に変更した際に、直接経費30万円未満の課題については、一律9万円とする旨、改訂を行ったもの。しかしながら、本改訂の解釈の違いから、統一した運用が図れていなかったため、下記のとおり運用方針を定めるものとする。

### 記

新規契約、変更契約いずれも直接経費30万円以下の場合は間接経費9万円とする。ただし、直接経費0円の変更契約については、「期間延長」を除いて間接経費を求めないものとする。

(例示)

- ① 直接経費1円～30万円の新規契約・変更契約 → 間接経費9万円
- ② 直接経費0円の新規契約 → 間接経費9万円
- ③ 直接経費0円の変更契約(期間延長を含む場合) → 間接経費9万円

(ア) 延長理由が本学都合 → 間接経費を0円とすることが可能。

(イ) 延長理由が本学都合以外 → 相手先に交渉した上で、間接経費9万円の計上が出来ない場合、理由を添えて研究資金第一係または臨床研究係に相談のうえ、個別に判断することとする。

(ア)、(イ) いずれにおいても、間接経費0円とする場合は、kintone上の備考欄でその理由を詳細に記載する。

- ④ 直接経費0円の変更契約(期間延長を含まない場合(担当者変更・条文変更等)) → 間接経費 0円

※ 従前通り、上記①～③で、相手先が国、政府関係機関又は地方公共団体、大学等研究機関において、間接経費9万円の計上が出来ない場合、間接経費0万円とする。

※ 共同研究契約書の雛形の注釈にある「(新規契約時のみ適用)」について削除予定。

### 【運用開始時期】

上記①②③については、本通知後に契約交渉を開始した案件から、運用開始とする。

(参考) 岐阜大学共同研究受入細則 抜粋

第6条 規程第10条第3項の規定に基づく産学連携推進経費は、直接経費の30パーセントに相当する額とする。ただし、直接経費が30万円以下の場合にあっては9万円とし、直接経費が1,000万円以上の場合にあっては300万円とする。